

○鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則

平成11年11月30日

規則第76号

改正 平成12年10月10日規則第162号

平成12年12月26日規則第172号

平成16年4月13日規則第50号

平成20年7月1日規則第70号

平成25年3月29日規則第18号

平成26年9月30日規則第38号

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県福祉のまちづくり条例（平成11年鹿児島県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設等)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる施設とする。

2 条例第2条第3号の規則で定める特定公共的施設は、別表第1の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。

3 条例第2条第4号の規則で定める公共輸送車両等は、別表第2に掲げる公共輸送車両等とする。

(整備基準)

第3条 条例第16条の規則で定める部分及び整備基準は、別表第3のとおりとする。

2 別表第3の規定にかかわらず、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に公共的施設を利用できると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、これによらないことができる。

(目標となる基準)

第4条 高齢者、障害者等が特段の不自由なく安全かつ快適に公共的施設を利用できるようにするために社会全体で目指していくべき基準（以下「目標となる基準」という。）は、別表第4のとおりとする。

2 知事は、目標となる基準について広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(適合証の交付請求等)

第5条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の適合証交付請求書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

(1) 整備項目表（別記第2号様式）

(2) 公共的施設の区分に応じ、別表第5に定める図書

3 適合証の様式は、知事が別に定める。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった公共的施設が、整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(新築等の届出)

第6条 条例第20条第1項又は第2項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等又は届出の内容の変更後の工事に着手する日の30日前までに、特定公共的施設新築等（変更）届出書（別記第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図書（変更の届出の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(1) 整備項目表

(2) 当該特定公共的施設の区分に応じ、別表第5に定める図書

(軽微な変更)

第7条 条例第20条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 特定公共的施設の新築等の工事の内容の変更のうち、整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるように整備することとなる変更

(2) 特定公共的施設の新築等の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

(工事完了届)

第8条 条例第22条の規定による届出は、特定公共的施設工事完了届出書（別記第4号様式）により行わなければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第23条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記第5号様式）とする。

（公表する事項等）

第10条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第25条第1項の規定による公表は、鹿児島県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（特例の適用を受ける者）

第11条 条例第27条第1項の規則で定める者は、法令の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月10日規則第162号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第172号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年4月13日規則第50号）

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年7月1日規則第70号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表第1の第1の7の項の改正規定、同表の第1の13の項の改正規定（同項(6)に係る部分を除く。）、同表の第1の17の項及び18の項並びに別表第2自動車の項の改正規定、別表第3の第4の5の項の改正規定（「案内表示板」を「案内設備」に改める部分を除く。）、同表の第5の2の項の改正規定（同項(2)のアに係る部分を除く。）並びに同表の第5の3の項イ及び別表第4の第4の4の項(1)の改正規定は、公布の日から施行する。

（適合証の交付に関する経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則別表第3に

規定する整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付の請求をしている者及びこの規則の施行の日前6月以内に新築，新設，増築，改築，大規模な修繕，大規模な模様替え若しくは用途の変更（以下「新築等」という。）の工事が完了した公共的施設又はこの規則の施行の際現に新築等の工事中の公共的施設を所有し，又は管理する者で当該工事の完了の日から6月以内に当該公共的施設に係る適合証の交付の請求をする者に対する当該請求に係る適合証の交付については，なお従前の例による。

（新築等の届出に関する経過措置）

- 3 この規則の施行の日以後に特定公共的施設の新築等の工事に着手する予定である場合における鹿児島県福祉のまちづくり条例第20条の規定による届出における改正後の鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第3に規定する整備基準については，当該届出の日がこの規則の施行の日前であるときは，同表の規定が，当該届出の日から施行されていたものとして，改正後の規則第6条第2項の規定を適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第18号）

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第38号）

この規則中別表第1の第1の7の項(11)，13の項(7)及び20の項の改正規定は公布の日から，同表の第1の7の項(8)の改正規定は平成26年10月1日から施行する。

※本必携において，別表は省略させていただいております。